

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和41年11月30日）及び資格取得日（42年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月30日から42年7月1日まで

昭和41年3月にA社（現在は、B社）に入社し、42年4月に同社C支店から同社D支店に異動して43年3月に退職したが（厚生年金保険は同社本社において適用）、その間、同社を退職したことは無く、継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が8か月も空白となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和41年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月30日に資格を喪失後、42年7月1日に同社で再度被保険者資格を取得しており、41年11月から42年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と共にA社の寮に入っていた元同僚は、自分が昭和42年2月ごろに退職した時には、申立人は同じ同社の寮にいたと証言しており、申立期間においても勤務が継続していた状況がうかがえる上、B社では、申立人については事務手続のミスの可能性が高く、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していたと思われると回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年11月から42年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 11 月 11 日まで

私は、昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 11 月 11 日までの期間において、A 社B工場で勤務し、厚生年金保険の被保険者となっていた。

平成 19 年に年金の裁定請求をしたところ、当該期間については、社会保険庁の記録上、脱退手当金を支給済みであるとの説明を受けた。

A社B工場を退職した後、退職金として3万円を受け取ったことは明確に記憶しているものの、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和43年6月8日に支給されたこととなっているほか、A社の社会保険委員が、当時、脱退手当金の代理請求をした記憶が無いと証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、A社B工場で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に脱退手当金を受給した申立人及びその元同僚（5人）について、厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）及び社会保険庁のオンライン記録等を調査したところ、i）6人中5人には脱退手当金の支給記録があり、このうち申立人と同じ昭和43年度に支給されている3人の中には、厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金を受給したことを表す「脱」表示が無い者（1人）がみられ、その取扱いが区々となっている状況がみられること、ii）厚生年金保険被保

険者原票に、申立人と同様に「脱」表示があり、社会保険庁の記録上、昭和40年6月19日に脱退手当金を支給済みであるとされていた元同僚（1人）については、同年5月1日に別の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが判明し、支給済みの記録が取り消されている状況がみられることから、社会保険事務所の脱退手当金の支給に係る事務が適正に行われていない可能性がある。

さらに、A社の社会保険委員（2人）が、いずれも申立人が退職した昭和40年代には、退職者に対して脱退手当金の受給ではなく年金としての受給を勧めていたと証言しているほか、申立人は同社を退職後、脱退手当金が支給されたこととなっている時期を含む41年11月から45年3月ごろまで仕事を続けていることがうかがえ、その後、同年5月以降はさらに別の事業所で勤務して、厚生年金保険に加入していることが確認できることを踏まえると、申立人が脱退手当金を請求する動機が判然としない。

これらの理由およびその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 富山厚生年金 事案 200

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月31日から同年8月1日まで

昭和52年4月にA社（現在は、B社）に入社し、54年7月31日に退職したのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年7月31日となっている。

A社の退職日は昭和54年7月31日であり、資格喪失日は同年8月1日となるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立期間当時の従業員名簿、同社からの回答及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が昭和54年7月31日までA社に勤務していたことが認められる。

また、B社では、「A社とC社が合併した平成2年7月以降は、月末で退職した社員については必ず退職月の厚生年金保険料を控除している」と説明していることから、申立期間当時も同様の取扱いであったと推定され、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年6月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 54 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月31日から同年2月1日まで

昭和45年3月にA社に入社し、51年2月ごろに同社B支店から同社C支店に異動したが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録に1か月の空白が生じている。

人事異動による転勤をただけなので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人の人事通知書（写し）及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和51年1月6日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社では、申立期間当時、月の途中で異動する場合は、資格喪失日及び資格取得日を翌月1日とする取扱いであった状況がうかがえることから、申立人の同社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和51年2月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年12月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事



業主は申立期間の保険料を納付したと主張するが、事業主が資格喪失日を昭和51年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年12月までの期間及び47年4月から52年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年12月まで  
② 昭和47年4月から52年3月まで

昭和45年に町内の集金係をしていた時に、付加保険料を納めている人がいたことから付加保険料の制度を知り、その数か月後に知人と一緒に加入手続をしたと思っていたのに、社会保険庁の記録では52年4月から納付したことになる。

昭和45年4月から付加保険料を納付していたのは間違いないので、申立期間①及び②において納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月から付加保険料を納付したと主張しているが、付加保険料制度は同年10月に開始されたことから、申立期間①のうち、同年4月から同年9月までは付加保険料を納付することができない。

また、申立人は、初めて付加保険料の制度を知った時、既に付加保険料を納付している者が一人（A氏）いたとしているが、同氏は申立期間①より後の時期から付加保険料を納付していることが確認できる上、同制度はさかのぼって付加保険料を納付することはできないことから、申立期間①のすべてにおいて、申立人が付加保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が一緒に付加保険料を納付していたとしている知人（三人）のうち、付加保険料について相談し、同じ時期に加入手続を行ったとする知人（一人）及び申立人が加入手続した後にB市役所の広報を契機として加入したとする知人（一人）の納付記録をみると、申立人と同時期に加入手続を行ったとする知人及び申立人が加入手続した後に加入したとする知人は、いずれも申立期間②より後の時期から付加保険料を納付していることが確認

でき、この二人についても納付記録が誤っているとは考え難いことから、申立期間①及び②において付加保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

加えて、付加保険料は、原則として国民年金の定額保険料と合わせて納付することから、申立期間①及び②のすべてにおいて、付加保険料だけが未納となることは考え難い上、申立人が申立期間①及び②において、付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 富山厚生年金 事案 202

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月 21 日から 50 年 12 月 22 日まで  
知人の紹介で、菓子問屋である A 社に入社し、小売店へ菓子を配達する仕事をしていた。

社会保険事務所へ期間照会した際には、昭和 50 年 12 月に入社したと思っていたが、後日見付かった給与明細書により、49 年 6 月には入社していたこと、及び給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書（昭和 49 年 7 月分から 50 年 2 月分のうちの 4 か月分）には、申立人が 49 年 6 月 21 日から 50 年 2 月 20 日まで同じ事業所で勤務していたこと、及び申立人の給与から厚生年金保険料として 3,268 円が控除されていることが記載されている。

しかし、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書（昭和 49 年 7 月分から 50 年 2 月分のうちの 4 か月分）と A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者期間に係る給与明細書（50 年 12 月分から 51 年 6 月分のうちの 3 か月分）の書式及び内容を比較したところ、書式（支給項目及び控除項目の記載方法）も、記載された内容（従業員の氏名の記載内容、担当係印の押印の有無、基本給の計算方法及び各種手当の内容）も異なっていることが確認できる上、申立期間に係る給与明細書について、元同僚は、「A 社が発行した給与明細書ではない」と証言しているほか、別の元同僚（5 人）から聴取しても、申立期間当時、給与の計算方法や支給されていた各種手当の内容が変更されたことを記憶している者がいないなど、申立期間に係る給与

証明書が同社から交付されたものであることを裏付ける周辺事情は見当たらない。

また、雇用保険の記録でも、申立人のA社における被保険者資格取得日は昭和50年12月22日とされている上、元同僚（6人）が、申立期間における申立人の勤務状況等を覚えていないと証言していることから、申立人の申立期間におけるA社での勤務実態を確認できない。

さらに、申立人から提出された昭和50年12月分の給与明細書により、申立人の給与が基本給を含め日割計算されていること、及び申立人の給与から健康保険料及び厚生年金保険料等が控除されていないことが確認できるほか、元同僚が、「同社は、従業員が入社した場合、約1か月の試用期間経過後に厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を取得させていた」と証言していること、及び別の元同僚（1人）についても、申立人と同様、雇用保険と厚生年金保険の被保険者資格の取得日が同日であると確認できることから、申立人が同年11月下旬に同社へ入社し、同年12月22日から厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと推認される。

加えて、申立期間に係る給与明細書を発行した事業所について、申立人にはA社以外の事業所の名称等の明確な記憶が無く、事業所を特定することができないため、関連資料及び周辺事情等を収集することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月ごろから 43 年 2 月ごろまで  
② 昭和 43 年 2 月ごろから同年 4 月ごろまで  
③ 昭和 43 年 4 月ごろから同年 5 月ごろまで  
④ 昭和 53 年 6 月 2 日から同年 9 月 26 日まで

昭和 42 年 5 月ごろから 43 年 2 月ごろまで A 事業所 B 工場に、同年 2 月ごろから同年 4 月ごろまで C 事業所に、同年 4 月ごろから同年 5 月ごろまで D 事業所に、53 年 6 月から同年 9 月まで E 事業所に勤務しており、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 事業所では、申立期間当時の従業員の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を保管しているが、同通知書に申立人の名前は無く、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことが確認できないとしている。

また、F 厚生年金基金の記録でも、申立人が同基金に加入していたことが確認できない。

さらに、申立人が A 事業所 B 工場と一緒に勤務したとする同僚（4 人）のうち、3 人については、同社 B 工場において厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

申立期間②については、申立人は C 事業所に勤務していたと主張しているが、同事業所に勤務していた時期についての記憶が曖昧である上、社会保険庁の記録では、G 県内に C という名称の適用事業所を確認することができな

い。

また、C事業所と名称が類似する事業所としては、H事業所が厚生年金保険の適用事業所となっているが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では申立期間において整理番号に欠番は無く、申立人は厚生年金保険の被保険者となっていない上、申立人が名前を覚えている同僚についても、申立期間において厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

申立期間③については、D事業所（現在は、I事業所）が保管している申立期間当時の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」には、申立人の名前が無く、申立人については資格取得届が出されていなかったことが確認できる。

また、申立人が同時期にD事業所に入社したとする従兄についても、申立期間においては厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間④については、雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてE事業所に勤務していたことは確認できるが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和56年6月1日である。

また、E事業所では、厚生年金保険の適用事業所になるまでは、従業員は各自で国民年金に加入していたとしている。

さらに、E事業所が保管している申立人の賃金台帳により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 12 月 20 日から 32 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 8 月 21 日から 35 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 10 月 5 日に A 事業所へ就職してから、37 年 12 月 22 日に B 事業所を退職するまでの期間において、同事業所の敷地内の事業所で継続して勤務していた。事業所の名称は、会社の都合により何回か変更されたものの、同じ場所で継続して勤務していたことは間違いない。

申立期間①については A 事業所又は C 事業所で、申立期間②については D 事業所又は B 事業所で厚生年金保険の被保険者となっていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、元同僚の年金記録及び証言により、期間及び勤務状況は特定できないものの、申立人が、A 事業所又は C 事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、A 事業所及び C 事業所が既に廃業しているため、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の資料が無い上、申立人自身も、給与を受け取っていた事業所を特定できないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

また、申立人が A 事業所及び C 事業所での元同僚とする者の中には、社会保険庁の記録上、当該各事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを確認できない者もいる。

申立期間②については、元同僚の年金記録及び証言により、期間及び勤務状況は特定できないものの、申立人が、D 事業所又は B 事業所（現在は、E 事業所）に勤務していたことはうかがわれる。



しかし、E事業所から提出された申立人に係る従業員名票により、申立人が、i) 昭和34年7月にB事業所へ入社し、同年12月に病気のため退社していること、及びii) 35年6月9日に同事業所へ再入社していることが推認できるものの、E事業所の証言により、申立人は「傭」という資格での入社であるため、日給者で厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、D事業所が既に廃業しているため、申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の資料が無いほか、申立人自身も、給与を受け取っていた事業所を特定できないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人がD事業所及びB事業所での元同僚とする者の中には、社会保険庁の記録上、当該各事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことを確認できない者もいる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月1日から24年4月30日まで  
② 昭和26年6月から27年11月24日まで  
③ 昭和28年2月20日から34年8月31日まで

A社に昭和23年4月から24年4月30日まで働いたのに、厚生年金保険の被保険者期間は23年4月のみとなっており、申立期間①について被保険者となっていない。

また、B社に昭和26年6月から平成3年1月1日まで継続して勤務していたのに、申立期間②及び③の期間について厚生年金保険の被保険者となっていない。

いずれの期間においても継続して勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社において厚生年金保険で被保険者資格を取得している昭和23年4月のほかに、同年5月から24年4月30日の期間も同社に勤務していたと主張しているが、申立期間において、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚に照会しても、申立人が勤務していたとする証言が得られない。

また、A社には申立期間当時の人事記録や賃金台帳等の資料が保管されておらず、当時の事業主も高齢であるため、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除の事実を裏付ける証言が得られない。

さらに、申立人は、A社で健康保険証を交付された記憶が無いほか、上司や同僚についての記憶も明確でないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見

当たらない。

申立期間②及び③について、社会保険庁の記録では、B社は、両期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる上、当時の同僚は「申立期間②と③の間の3か月間のみ適用事業所となっているのは、昭和27年11月に入社した同僚が、社長に厚生年金保険の適用事業所となることを勧めたため、当該同僚が退職した28年2月に適用事業所でなくなった。自分は26年から30年まで勤務したが、適用事業所となっていた期間以外は、給与から保険料は控除されていなかった。」と証言している。

また、申立人は、申立期間①、②及び③において、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶が明確でなく、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細や賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 3 月 21 日から 19 年 6 月 1 日まで

亡き夫は、大正 12 年 5 月 20 日から A 社 B 事業所で勤務し始めてから昭和 37 年 3 月 31 日に退職するまでの期間において、転勤することはあったものの、同社で継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録上、18 年 3 月 21 日から 19 年 6 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者となっていない。

A 社は昭和 26 年 5 月 1 日に分割・民営化され、夫はその業務及び人員を引き継いだ C 社に入社したが、同社が保管していた履歴書等により、申立期間についても夫が A 社に在籍していたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

C 社 (昭和 26 年 4 月 30 日以前は、A 社) から提出された申立人に係る履歴書により、申立人が大正 12 年 5 月 20 日に A 社へ入社し、同年 5 月に工手、昭和 17 年 4 月に助手、18 年 4 月に技手補という職名に就いていることがうかがわれるほか、同社に係る労働者年金保険被保険者名簿により、申立人は、17 年 6 月 1 日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、18 年 3 月 21 日に職員昇格を原因として資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人の元同僚 (二人) は、「A 社での職名のうち工手及び助手は労働者であるが、技手補は労働者の人事管理も行う管理職であった」と証言していること、及び別の元同僚 (一人) に係る履歴書及び年金記録等により、

技手補になった時期とほぼ同時期に職員昇格を原因として労働者年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は申立期間において技手補であったため、労働者年金保険の被保険者となり得る労働者ではなかったものと推認できる。

さらに、申立人については、昭和19年6月1日にA社B事業所で厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できるが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る欄に、同日付で同社D事業所で被保険者資格を取得している女子の欄と同様に「改」と押印されていることから、申立人については、同年10月に保険料の徴収が開始された厚生年金保険法（昭和19年2月16日法律第21号）の被保険者（職員）として資格取得を届け出られた者であったものと推認できる。

加えて、申立人は既に死亡しており、申立期間当時すでに結婚していたその妻からも当時の状況を聴取することができないほか、申立人の子から聴取しても、申立期間における申立人の給与から労働者年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から 52 年 8 月 31 日まで

昭和 48 年 1 月から 52 年 12 月までの間に、A社B支社に生命保険外務員として約 1 年間勤務した。また、同社には、一度退社した後、再度入社しているのに、社会保険庁の記録では、52 年 9 月から同年 11 月までの 1 回しか厚生年金保険に加入していないことになっている。

申立期間においてもA社B支社で働いていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間が 1 回しか無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された登録原票により、申立人は昭和 52 年 2 月から同年 3 月 25 日まで (同社B支社)、同年 6 月 1 日から同年 12 月 28 日まで(同社C営業所)の二度、同社に勤務していることが確認できる。

しかし、A社から提出された申立人に係る厚生年金保険料徴収台帳により、申立人は、同社での二度目の勤務期間については、昭和 52 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 29 日に喪失していることの記載があり、当該記載は社会保険庁の記録と一致していることが確認できるものの、一度目の勤務期間である同年 2 月から同年 3 月 25 日までの間については同台帳に記載されていない。

また、申立人の同僚の証言及びその厚生年金保険加入記録により、当時、A社では、外務員試験に合格してから 3 か月間の試用期間があったと推認されるところ、申立人は昭和 52 年 2 月 21 日に外務員試験に合格し外務員として登録されていることから、同年 2 月から同年 3 月 25 日までの期間は試用期間中であったため、同社は申立人について厚生年金保険の被保険者資格を取

得させなかったと考えられる。このことは、申立人の二度目の勤務期間において、外務員登録日（同年6月16日）から厚生年金保険の被保険者資格取得日（同年9月1日）まで約3か月を要していることとも符合している。

さらに、申立人がA社を退職してから約4年後に勤務したD社から提出された申立人の自筆履歴書、及び同社社員カードの入社前職歴欄のいずれにも、申立期間において、申立人がA社に勤務していたことが記載されていない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。